

## 平成 17 年度第 12 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 18 年 3 月 22 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 29 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 澤 愛 子 委員長  
原 田 義 彦 委員長職務代理者  
石 塚 洋 委員  
清 田 義 弘 委員  
渡 邊 修 司 教育長  
鈴 木 一 男 教育次長  
熊 澤 久 学校教育課長  
瀬 川 健 生涯学習課長兼郷土資料館長  
加 藤 幹 雄 参事兼図書館長  
鈴 木 敦 子 学校教育課副主幹兼指導主事  
福 島 伸 芳 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 2 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

委員長) 前回の会議録の承認の前に、石塚氏と清田氏が 3 月 17 日付で教育委員に任命されましたので、ここでご挨拶をしていただきたいと思います。まず、石塚委員からお願いいたします。

石塚委員) 皆様初めまして、この度、教育委員という大役を仰せつかりました石塚でございます。住まいは北本町に住んでおります。私は全くの会社人間でありまして 43 年間、東芝で半導体の製造を担当しておりました。その間大磯の町にも 40 数年お世話になっている訳でございます。1 月の誕生日を迎えまして会社を全く卒業した訳でございます。これから少しずつでも社会のために役立てたらと思ひまして、ボランティアの方に力を入れようかと考えておりました矢先に、教育委員の大命を仰せつかった訳でございます。私にとりましては、青天の霹靂でございまして、全く教育行政に携わったことがなく不安が一杯であります。皆様方のお力添えを頂いて大役を果たしてまいりたいと思ひます。大磯の町を考えますとこの町は歴史と伝統

がある町であることは確かでございます。しかしながら、これからの町を考えると、さらに活性化され、若々しい町になっていかなければならないと思います。そういうことを考えると若者が好んでこの大磯の町に住みたいと、新たな大磯の魅力が醸し出される町になっていかなければなりません。それには若者が子育てしやすい町、それから将来を託される若者が伸び伸びと教育される場や施設を提供していくのが、これからの委員会の大きな役目の1つではないかと思います。是非皆様のご指導を頂いて、頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長) ありがとうございます。次に清田委員からお願いいたします。

清田委員) 今回、教育委員になりました清田義弘と申します。私は大磯の国府新宿で生まれて、国府の小中学校で義務教育を就学いたしまして、縁あって教職員として平塚の方に奉職いたしました。34年7ヵ月何とか皆様のお力添えで過ごした訳でございますが、縁あって3年前に大磯の教育研究所にお世話になることになりました。その時にもお話ししましたが、地域のことも何もやらないで、やってまいりました。教育の面でも、以前一時声を掛けて頂いたこともありました。学校の仕事がありましてお断りした記憶があります。来た時には大磯町の子どもたちのため、教育のために3年間過ごした訳ですが、ここへ来て急に今回のお話となりました。研究所に入っていたとはいえ大磯のことは良くわかりません。これから勉強してまいりたいと思います。子供は将来、町を背負って立つ人たちですので、子どもたちがより良く育っていくためには、教育の力は非常に大きなものがありますので何らかの形で恩返しができると思います。これからも頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ( 前回会議録等の承認 )

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

#### 請願第4号 宗教的中立性の遵守を要望する請願について

書記が請願書の朗読を行った。

( 質疑応答 )

原田委員) 請願事項の第1の1、2、3番目ということで、1番目、東京書籍出版の小学校五年用国語教科書「マザーテレサ」、2番目東京書籍出版の中学2年生用英語教科書「聖しこの夜」、3番目開隆堂出版の中学1年生用教科書につきまして、記載されていますが、大磯町の小学校、中学校においてこのような教科書を採択しているかどうかお聞かせ下さい。

鈴木指導主事) 小学校五年用国語教科書「マザーテレサ」東京書籍出版とありますが、大磯町では東京書籍出版ではなく、光村図書でございます。、中学校の現行英語教科書、今後18年度の英語教科書につきましては、東京書籍出版、開隆堂でございますが、大磯町におきましては、現在も18年度以降も東京書籍出版、開隆堂出版は使用しません。大磯町では三省堂出版

を現在使用、今後も使用する予定でございます。

原田委員) この請願は、大磯町だけでなく全国的に出された請願ということですか。

鈴木指導主事) はいそうです。

清田委員) この3つの教科書については、文科省の検定を通っている訳ですね。

鈴木指導主事) はいそうです。

清田委員) 文科省の検定を受けているのであれば、ある程度中立な立場で書かれているということですから、取り組んで頂くというのは如何なものかと思いません。

石塚委員) 清田委員の意見に賛同いたします。この趣旨は個人的な見解が強い、審議をすることはないのではないかと思います。

委員長) 以上のご意見をまとめますと、教科書につきましては、今まで協議されていた教科書はすべて文部科学大臣の検討を受けた教科書であるので、その前提に立つと1、2について論ずる必要がないと、3につきましても取り上げる必要がないと判断されます。従いまして請願の1、2、3全てまとめて一括不採択が適切と思いますが、如何でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、請願第4号につきましても、不採択といたします。

## 議案第18号 平成18年度教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 議案第18号平成18年度教育委員会基本方針につきまして、総体的な補足説明をさせていただきます。本案につきましては第10回の定例会終了後の事務連絡調整会議で原案を委員の皆様にお示しいたしまして、ご意見を頂いております。第11回の定例会で案という形で協議事項としてご協議して頂きました。今回提案させていただきました基本方針案はそういった経緯を経ておりますので、ご承知おき願います。協議事項等でご指摘のあった点も含めまして、最初に学校教育課長から順次説明させますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長) 平成18年度大磯町教育委員会基本方針について、補足説明をさせていただきます。

まず、前文では全体的な状況把握の中で基本的な考え方を簡単に述べさせていただきます。次に、学校教育、生涯学習、図書館、郷土資料館毎に基本方針を示し、それぞれに目標と重点施策を掲げてございます。基本方針と目標は総論的あるいは理念的な内容で、重点施策としては、平成18年度の予算を考えながら今年はこのことを重点にやるという具体的な内容を掲げました。2月22日の定例会で基本方針案について協議をしていただきました。3月議会で予算の承認が行われましたので、本日は付議をしていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。協議事項の時、ご指摘をいただき修正いたしました箇所は、学校教育の重点

施策で、1 ページの一番下、1 . 幼稚園教育、1最後のところで、教育課程を編成しますを、編成し、幼児教育の充実に努めますといたしました。2 預かり保育、保育時間等について検討し、子育て専門機関としての役割を推進しますに変えて、子育て支援のニーズを踏まえ、預かり保育、保育時間等についても研究を推進しますといたしました。3 統廃合等の幼稚園の将来的課題を、経営課題にし、検討しますを、さらに検討しますといたしました。2 . 小学校・中学校は検討いたしましたが同じでございます。3 . 教育研究所、3 は前回の4の内容を改め、幼稚園、小・中学校の教職員を対象に事例研究や研修会の充実を図ることにより、児童生徒指導上の諸問題の解決に努めますといたしました。4 は前回の3をそのまま掲げました。以上が学校教育でございます。続いて生涯学習をお願いします。

生涯学習課長) 生涯学習の基本方針のところですが、2 行目の「生涯を通して学習できる環境づくり」を施策の基本ということで「基本」となっていたものを、「方針」に直させていただきます。「生涯学習施設の有効利用を図り」となっていたものを「有効利用と学習機会」ということで直させていただきます。目標の3でございますが、参加体験交流をするということで、2 行目の「住民が気楽にスポーツ・レクリエーション活動に交流できる機会と場を提供する」ということで文章を一本化しております。前は「参加体験交流をする」ということで切れておりましたものを繋げております。最後に「スポーツ参加の振興に努めます。」ということですが、前回につきましてはスポーツ参加の向上という言葉がありました、「振興に努めます」と改めております。重点施策の1ですが、字句の入れ替えを行い「生涯学習館を住民の自主的な学習機会の場」というように「住民の自主的な」を前においております。2といたしましてAED自動体外式除細動器を設置します、の項目を追加し、順次項目を繰り下げております。6の文言を「団体間のネットワークの充実も図り、」と変えさせていただきます。

図書館長) 図書館といたしましては、前回の協議事項以降、基本方針、目標、重点施策につきまして、特に変更点はございません。

郷土資料館長) 郷土資料館の基本方針につきまして、目標の1の文言を「博物館サービスを向上させ、地域住民にとって魅力があり、利用しやすい」というように目標を修正し、明確化いたしました。

( 質疑応答 )

原田委員) 前回の協議事項において質問すべきことは出尽くしており、今回は取りまとめたものが出てきていると思います。平成18年度の基本方針はこれでもいいと思います。しかしながら、平成19年度以降、将来的にどういう方向に持っていくかは、別の機会に討議すべきものですから、平成18年度の方針につきましては、異議はありません。

石塚委員) 策定にあたっては十分討議されたことと思いますが、生涯学習の基本方針の重点施策の2のAEDの設置は、現在大磯町では何台設置されていますか。

教育長) 今回予算が取れましたので、平成18年度に6台導入する予定でございます。そのうちの1台が生涯学習館にも設置され、そのほか運動公園や役場

に設置されることになりました。今回初めて設置するものでございます。

清田委員) 前に教育研究所におりましたもので、学校教育の予算の中で教育研究所の項目で事例研究や研修等の予算についても予算要求の中で7%減の指示があったが、教職員にとって研究・研修は重要なものであるので、研修の機会等の確保を是非お願いしたい。適応指導教室の関係においても充実を図る意味からも予算を落とさないようお願いしたいと思います。

教育長) 事例研究会については、各学校を回って具体的な事例を専門家のアドバイスをもらっています。とても具体的で役に立つ研修会だと認識しております。予算の削減につきましては、教育委員会といたしまして配慮しなくてはいけないと思いますので、今後町当局に働きかけてまいりますので、よろしく願いいたします。

原田委員) 今の件に関して、一般行政と教育行政に関して同じレベルで考えられている現状で、大磯町では教育・文化・観光振興等が大事な事柄であると思います。今後大磯町が活性化していく方向は、こういう分野に特化していくべきだと思います。そういう中で毎年7%ダウンしていけば、教育というのが先細りしていってしまう。大磯町としてどういう方向性で少ないお金を使っていくのか、考えていただきたい。教育予算については削減でなく拡充をお願いしたいと思います。

委員長) 今回の基本方針は方針をまとめたもので、内容を実施するに当たって教育内容を高めることが、この委員会の大きな課題であるので、予算の確保など、今後十分協議していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略して採決に入ります。議案第18号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第18号については、ただいま修正のあった、字句の修正をしたものをもって原案どおり承認いたします。

## 議案第19号 大磯町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について補足説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。1.改正理由、現在の大磯町教育委員会会議規則中、定例会の開催日を毎月15日に開催する規定となっております。しかしながら、開催日については、5人の教育委員の日程の都合上、教育委員の協議により設定しており、毎月15日には開催していないのが現状であります。よって、今後も同様な方法で開催日を設定したいので、第2条の毎月15日の開催を毎月1回の開催に改めるものでございます。また、併せて請願又は陳情の提出方法等が明確でないため、第18条、請願等の処理規定について全部改正を行います。なお、定例会開催日の周知

については、町広報紙、ホームページでの掲載、定例会会議開催時における2カ月先までの報告での周知としております。2.改正内容、1、第2条関係、会議の種類のうち、定例会の開催日を毎月15日から毎月1回開催する規定に改めるものです。2、第18条第1項関係、請願又は陳情の提出方法等について規定するため全部改正を行うものです。3、第18条第2項関係、請願又は陳情を提出する者に対し、要旨等の説明のため、出席を求めることができる規定を加えるものです。資料の2ページは新旧対照表となっております。また、3ページは周辺の市町の状況、4ページから6ページは現行の規則でございます。以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 意見といたしまして、今まで15日という特定の日を規定していたことが、現状に合わない状況でしたので、月1回の開催と改める方が現状に即したものであると思います。現状追認ということで、これによろしいと思います。

教育長) 今回提案させて頂いた訳でございますが、現状に合わせるというのが、本来の規則のあり方だと思いますので、現実に合わせてやらせていただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

委員長) 第18条第2項関係で教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等の提出者に対し説明を求めるため、会議に出席させることができる。とありますが、できる規定ですので結構なのですが、今までの経験からいってこういうことを実施したことは多々あったのでしょうか。

学校教育課長) 今まで請願書等を提出された方にお願ひして来てくださいと言った例はないと思います。教育委員会ではないと思いますが、議会の方ではお願ひして来て頂いた経緯がありますので、できる規定でございますので、あればということをお願いいたしました。

原田委員) 第18条第1項の内容で請願等の要旨、請願書又は陳情者の住所、氏名、職業及び年齢を記載した文章ということですが、ここは公文書なので、もう一言入れて頂いて記名押印が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長) 通常正式に請願とか陳情があった場合には、住所・氏名のところに印を押すというようになっておりますので、文章の中に印を押すという言葉が含まれていると判断させて頂いております。もし印がない場合には文章を提出して頂いた段階で押印して頂くこととなります。

原田委員) 極端な話をしますと、名前は、印刷で押印もしないで、単なる書式を書いて相手方に請願していく文書があったとしたら、請願先に対する社会通念上、失礼になるのではないかと。受ける側でチェック頂くようになると思いますが。

教育長) 印のことは書いておりませんが、正式文書は、陳情ないし請願に関するきちんとした書式が備えてある文書という形でご理解頂きたいと思ます。

原田委員) 特に請願や嘆願を採択して頂いた場合には、それに基づいて請願者ある

いは嘆願者も実行していくような責任を持ちますので、そういうことも踏まえて印が必要だろうと思います。

学校教育課長) 今回もお手元にあるような請願書が届いておりまして、サインや連絡先が記載されておりまして、大体連絡先はありまして、連絡を取らせていただいております。また結果の連絡等取らせていただいております。文書的に不備があるときにも連絡を取らせていただいております。前に横浜の職員関係の団体から新たに提出して頂いたこともありますので、こちらの方で十分な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長) それでは、議案第19号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございます。それでは、議案第19号については原案どおり承認いたします。

## 報告事項第1号 平成18年大磯町議会3月定例会について

教育次長) 平成18年度大磯町議会3月定例会について、ご報告させていただきます。

中身は補正予算と一般質問の2つございまして、補正予算につきましては私から、一般質問につきましては教育長からそれぞれ申し上げますのでよろしくお願いいたします。資料の1ページをお開きください。本件につきましては、去る2月21日、大磯町議会3月定例会で議案第11号として上程されました平成17年度大磯町一般会計補正予算第5号の抜粋でございます。具体的には教育委員会の第10回定例会で議案第15号として付議承認頂いたものでございます。1ページ上段歳入これにつきましては、大磯中学校の耐震補強国庫補助金の増ということで、国庫補助金が2千万円ほど増額になっております。これにつきましては、ご説明をしましており当初国の三位一体の補助金改革により、補助金の先行きが分からない、そういった時に新潟の中越地震が起きまして、おそらく補助金が新潟方面に投入されるのではないかと懸念もございまして、当初から8割程度の補助金を見込んでおりましたが、従来どおり補助金がきたというのが1点、また対象工事を増やしたことにより総体的に補助金が2千万円程増えたということで、歳入で補正をしたものでございます。

歳出では、説明欄で学校運営事業の学校備品の増、これは工事が終わりました大磯中学校の1号館の備品の購入180万、大磯中学校の校舍改修事業が終わりまして執行残を纏め上げまして、これが1200万円の減、学校施設整備事業240万ほどの減というのは、耐震診断を委託しまして委託料の執行残でございます。教育振興推進事業の部活動補助金でございますが、これは大磯中学校の卓球部の女子並びに男子団体、国府中学校の卓球の女子団体が関東大会に出場するというので、部活動の増でございます。幼稚園の施設整備事業で中学校の方と同じく耐震診断委託料の執行

残ということで、この補正を上げたわけでございます。

当日、町長の方から提案理由の説明があって、総務部長の方から全体を説明した後、質疑を受けました。質疑につきましては、1人の議員から3問の質問を受けました。いずれも学校備品購入の増に絡んだもので、1つ目は180万円の増を何で当初予算で見込まなかったのか、という質問でございまして、実は当初から要求はしたのでございますが、きちんと用途が決まってからの方がいいのではないかとということで、工事が終了したことにより補正をお願いしたと答弁をさせていただきました。2つ目は減額の金額が1400万円程あるんですが、それに対して増額の補正は220万ということで、220万増額するために1400万円減額する必要はないのでは、という質問でございました。

220万必要だから1400万減額したのではなく、磯中の工事が終了したので、それはそれ、備品は備品ということで備品と部活動の増額を要求させていただいたと、答弁をさせていただきました。3つ目は教育委員会は独立した機関であるので不要額を出す必要はないという、ご質問でございました。これにつきましては、教育委員会の定例会で付議案件として承認を受けたものでございまして、その承認を受けたものを上程したと、答弁させていただきました。いずれにいたしましても、このようなやり取りを経まして補正予算につきましては、賛成多数で可決成立いたしました。以上でございます。

教育長) それでは、次のページ2ページ目の一般質問について報告させていただきます。まず2番竹内恵美子議員の2の(3)生涯学習活動の推進と重点的に取り組むボランティア団体等の情報提供は。というご質問に対して私の方としては今後大磯町の様々な活動の中で学習活動、生涯学習活動ボランティアの方々の活動は大変必要でかつ重要な事柄と考えておりますので、今後とも情報提供につきましては、ホームページ或いはその他広報等一覧表も作成しながら情報提供に努めたいと思っております。というふうにお答えさせて頂きました。その後個人情報の内容も含まれていますので、各団体と連絡を取りまして一覧表を作成し、公開できる内容のものにして、いずれ発表したいと思っております。

次に3ページ目の奥津勝子議員の方から町立小中学校における聴講生制度の導入について質問がありました。高齢者を中心とする公開講座といたしますか、聴講生制度といたしますか、これについては我々教育委員会といたしましても取り組まなくてはならない課題だと認識している。ということで学校に働きかけしていきたい。ただし、学校の実情とか、主体的な活動の保証は最終的には学校側の判断すべきものと考えておりますので、今後とも学校長と十分協議しながら聴講生制度については取り組みたい。とお答えさせて頂きました。

5ページ目の渡辺順子議員の2問目の生涯学習館の役割と今後の運営について問う。という事柄ですが、前の竹内議員とも共通する部分があるのですが、主に生涯学習館等についてご質問がありましたので、生涯学習館については今後とも学習講座を充実させるためにボランティア活動を行



うための学習講座を開設して人材活用を図っていききたい。とお答えさせて頂いております。渡辺議員の質問の中で、今後とも NPO などを作っていたらどうかと、また NPO を作るための講座などを作ったらどうかと、提案もございましたので、早速、大磯には2つ NPO がございますので、そのうちの1つと連絡を取りまして、内諾を得ております。平成18年度にボランティアの活動を充実させるために組織としての NPO ということで、より多く大磯で活動して頂くための工夫をしていききたいと考えております。

次に6ページ目の坂田よう子議員の方から行政改革・財政健全化について真実行されるのか。ということで広域行政の教育についての質問をされたわけですが、現在私共、大磯町の教育委員会といたしまして、学校教育・教育課程については、3市2町で、研究研修等を中教育事務所が中心となって行っておりますし、教職員の人事につきましても中管内での広域を行っております。生涯学習関係では図書館の相互利用も行っておりますし、郷土資料館につきましても博物館のネットワークとか巡回展示を行っておりますし、社会教育については個人或いは団体が行政区を越えた施設利用を行っておりますので、そういった実情を説明させて頂きました。

最後に8ページ目の柴崎茂議員の方から区域外就学が子供の望みであるのに、なぜ教育委員会ははばむのか。という質問がありましたけれども、区域外就学につきましても学校教育法の施行令第9条で規定されておりました、その9条の規定からすると柴崎議員が質問された事例というのは、区域外就学を認めることは難しい事例と認識しております。とお答えさせて頂きました。

( 質疑応答 )

原田委員) 補正予算関係で、教育委員会では減額すべきものを2千数百万ということで減額し、必要になるものが新たに200万ですが補正した。これが本来のあるべき姿だと私は感じております。教育委員会のこのやり方は今後も続けてほしいし、是非これを多くの方々に広めて頂きたいと思えます。

教育次長) 歳入の増につきましても、事務局の方で用意周到に準備しておいたのでこうなった訳で、原田委員ご指摘の歳出の減の関係でございますが、教育委員会といたしましてもお示ししたとおり既に工事が終了しておりますので、整理させて頂きました。教育振興の部活動の補助金がございますが、これはいつもですと、夏に地区大会・県大会を実施して勝ち上がって関東・全国と行くんですが、卓球に関しましては、3月17・18日に関東大会、そこに大磯中学の男子・女子・団体と、国府中学も県の大会でいい成績を収めたので、これは従来から関東・全国の時には、きちんと補正をして出すという形でございますので、今回もそれを貫かして頂いたという内容でございます。

教育長) 一般質問の方につきましても、生涯学習関係が多かったのが現状でして、議員の方々の質問の中心というのは、そのとおりだと思います。情報提供、特に2007年問題もありますので、今後とも大磯町の生涯学習が充実す

るように鋭意努力していきたいと思っております。

委員長) 教育委員会の役割が、昔ですと学校教育関係に割りと偏っていたと思うのですが、今は生涯学習と2本柱だと思いますね。生涯学習については施設面も含めて運用面もちょうど今見直す時期でもあるかと思しますので教育委員会の中でもそれに対する対応に力を入れると良いかと思えます。

石塚委員) 今の報告の中で、小中学校での成人の方々の聴講ということで、私自身耳新しい言葉なんですが、隣町とかではやられているところがあるのですか。

教育長) いえありません。神奈川県では津久井町で実施しております。形は違いますが、公開講座という形で夏休み等でやっているのが藤沢・鎌倉で事例があります。愛知県とか、西の九州の方で聴講生制度というのが盛んに行われておりまして、高齢者の方と一緒に、また専門を持っている方は場合によっては先生に代わって授業をしたりしています。基本的には授業を聞きに行く制度です。場合によっては一緒にやっているという状況です。教育委員会では学習ボランティアの保護者や地域の方が学校に来て、一緒に先生と授業をされている事例もございます。それとは違いまして、直接、何年かぶりに英語の授業を受けてみたいとかというものです。現実には先生方に抵抗があるようですけども。

石塚委員) 以前に北九州市の中学校で、地域のOBの方が先生役をやって特殊講座を作ってやっていました。町の歴史であるとか、一般的な歴史だとか専門的な話をして上げる。むしろ教える立場で講義をしてあげる先生の立場でボランティアとして、これは中々いいなと思っていたんですが。

教育長) 地域の方とか保護者の方が先生になってというのはまた別のところで機会があって実施しております。これからは防犯も含めて保護者と学校、行政、地域が一緒になって子供たちの教育に当たるという時代だと思います。

石塚委員) それはいいことだと思いますね。

委員長) 教育委員会の方針に開かれた学校とありますが、開かれたという内容は非常に多岐に渡ると思います。その1つの形でもあるだろうし、スペース的に生涯学習を生涯学習館で講座としてやるというのもいいでしょうけれども、学校のスペースで常時、常設の先生でもいいですよ、大人も授業を受けているというの、何だか大人の目が子供たちに行き渡るといふことも含めて、双方が勉強している姿を見合う、という点でも学校施設を活用という面、大磯の場合馴染みもあるし、余裕もあるわけですからスペース的に、もっとあってもいいかなと思います。学校の先生に負担が増えるのは考慮しなければいけないと思いますが、それ以外の活用の仕方は色々あるのではないですかね。

石塚委員) 私も委員長のお考えに賛成なのですが、聞くところによると文部科学省と厚生労働省との派閥があって、中々施設の有効活用というのが、壁がけっこう高いということで、それは、やっぱり我々の力で崩していくのが大事なんだろうなと思います。文部科学省と厚生労働省の軋轢のようなものが、現実としてあるのですか。

教育長) そういったものは無いのですが、施設面でふれあい会館は福祉の所管な

んですが、生涯学習館は教育委員会が担当している。両方使っている団体もあつたりしますので、実際はあまり町村の段階では壁は無いと思いますが、管理運営という点に関して明らかに違うと思います。

石塚委員) 例えば小学校の学童なんかは、そういう部類に入りますよね。3時まででは文部科学省で、3時以降、学童の時間帯が厚生労働省ですか。

教育長) ですから、学童の場合にはですね、現在大磯小学校の場合には、体育館下の会議室を教育委員会としてはお貸ししている。運営については学童保育会にお任せしています。ここで人数が多くなりましたので、来年度予算で施設を広く拡大するという点に関しては、教育委員会としては、子育てという部分では共通する部分ですので協力させていただきます。西の方は現在、幼稚園と小学校の2ヵ所保育となっておりますので、これは大きな課題だと認識しております。学校の施設、敷地内施設建設を含めた形での対応を、厚生労働省ですとか、枠を越えて教育委員会としても福祉の方と連携していかなければいけないと考えております。

## 報告事項第2号 大磯町立幼小中学校施設内における通勤用自動車の駐車について

学校教育課長) 資料の2ページ、3ページをご覧ください。大磯町立幼小中学校施設内における通勤自動車の駐車に係る使用料徴収についてご説明いたします。地方自治法第238条の4第4項により、行政財産の使用許可ができるのとあります。同じく地方自治法第238条の2第2項で、教育委員会が行政財産の使用許可をするときは、町長に協議するとあります。平成17年12月に大磯町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例とそれに伴う施行規則が定められました。大磯町財産規則の第12条、第17条、第18条にも行政財産の使用について決められております。

資料の1ページをご覧ください。そこで自動車通勤を希望する教職員が施設内駐車許可を申請した時、教育委員会は町長の決裁を受け、許可を与えるとともに使用料の徴収を行うこととなります。具体的には、例えば大磯小学校は近傍類似の固定資産評価額が年間1㎡13万770円ですので、この4%に駐車面積11.5㎡をかけて12で割ると月の使用料が5,013円となります。小学校は8台の目的使用を認めるとしますので、今年度車通勤登録の34人が申請した場合は26台分の使用料を徴収することになり、13万338円となります。これを全員で均等割りをすると、1人3,833円となります。このように、各学校・幼稚園毎に使用料を計算し、3ヶ月まとめて前納で町納付書により納入していただくことにいたします。教育委員会といたしましては、第1に自家用自動車による通勤の自粛をお願いしております。しかしながら、車が日常の教育活動に大きな影響を与えているのも現実でございますので、施設内駐車許可を申請していただき、使用の際は駐車許可証を備え付けていただく。使用料は各学校・幼稚園毎に異なる金額を納入していただくことをお願いしてございます。以上でございます。

( 質疑応答 )

原田委員) 月額使用料につきまして、固定資産税評価額の4%というような算式が示されています。これは固定資産税の納付額については課税標準が算定基礎となっていると思いますが、固定資産評価額を持ってきているということは、実際の土地の公租公課プラス若干の収益と考えて固定資産評価額と設定しているものなのでしょうか。

学校教育課長) 基本につきましては、町の条例で決められているとおりでございます。事務局で評価額を使うと決定した訳ではございませんので。

原田委員) 通常使用した実費をお支払い下さいということは、土地の賃貸でよくあるのですけれど、固定資産税分だけを払っていると、いわゆる公租公課ですね。それだけ持っていたら使っていていいですということをやっているケースがあるのですが、ここで固定資産評価額を持ってきているということは、税額プラス を使用する人に払ってもらいたいと、これは町が条例で定めているということですから、そういうことを基本にして運営しているということですね。

教育長) 教育委員会独自で、評価額を採用しているということではなく、大磯町全体としてそういう決まりでやっているということです。

委員長) 4%というのも大磯町一律で実施しているんですか。

学校教育課長) 多くの市町村では4%なんです。神奈川県自体3%であったり、ある町では3%であったりしておりますので、これは私共ではなんとも申し上げられません。大方は4%でございます。

委員長) 収めたものは、町の収入になるんですか。

教育長) 全国の事例では静岡県島田市で教育基金というのを設置してここにお金を入れているという事例もございます。あくまでも教育目的で使うということですが、これは全国では1例だけです。徴収料を取っているところは、全部市町村の処に入れております。

原田委員) 学校の駐車場に駐車するというのが、確かに業務外使用かもしれませんが、先生方が通勤に使いたいとか或いは学校の車両を止めておこうとか、というのが目的だと思うのです。そういうことからすれば公共用地を使っていたらという言い方なからすれば、生徒に教えるために学校へ行く訳ですから、固定資産評価額ではなくて、課税標準額で計算してあげて、実費を先生に負担して頂く方がいいのではないかと思います。

学校教育課長) 条例1本で大磯町は学校に通勤用の車を止めて場合には、目的外使用で使用料をとというのが町の方針として決定されておりますので、教育委員会といたしましては、小学校は8台、中学校は5台、幼稚園は1台を目的使用として免除していただき、車の台数から外してほしい。

具体的には施設内の先生方の車がある意味公的な使用として使って頂いて、子供たちを乗せたり、荷物を運んだり、様々教育活動に関わるような目的使用として認めてほしいということをお願いをしております。周辺の市町を見ますと、そういう対応はされていないのが現状でございますが、教育委員会の裁量を認めて頂いたものがございますので。

原田委員) ここで月額使用料 5,013 円とありますね。課税標準額を使ったら下の行で 3,833 円と出ていますね、どちらかと言うとこちらの数字に近くなります。そういうことなのですが。・・・

生涯学習課長) 町全体の土地の処分、財産の処分について町としては固定資産評価額を基本にしております。ご承知のとおり狭隘事業の道路の後退して頂く部分についても固定資産評価額をベースにしております。あと、町で普通財産として持っております土地についても、固定資産評価額をベースにしておりますのが基本で動いております。ですから課税標準額という観点を持っていないと思います。

### 報告事項第 3 号 平成 17 年度大磯町幼稚園教育改革検討委員会報告について

学校教育課長) 平成 17 年度幼稚園教育改革検討委員会報告につきまして、資料に基づいてご説明させていただきます。

では、報告書の 1 ページをご覧ください。ここでは、幼稚園教育改革検討委員会の趣旨を述べておりますが、この検討委員会は、平成 17 年度に、大磯町の幼稚園教育の新しい姿を求めて立ち上げたものでございます。幼稚園が抱えている様々な課題の中でも、特に、町の財政健全化計画を受けまして、小磯幼稚園における大磯幼稚園への統合について話し合いを重ねてまいりました。

報告書の 2 ページ及び 3 ページをご覧ください。2 ページでは、検討委員会の設置要綱を定めております。設置要綱の第 4 条(組織)にありますように、検討委員は園長、保護者の方、関係行政職員等 14 名で構成いたしました。3 ページの上段に、氏名を記載しております。検討委員会の経過及び内容につきましては、同じく 3 ページの下段に記載してある通りです。6 回の検討委員会と 5 回のワークショップを行いました。報告書の 4 ページから 62 ページまでは、その検討委員会とワークショップの概要でございます。

63 ページから 69 ページまでは、検討委員会で配布した資料の主なものでございます。特に 66 ページの、小磯幼稚園の今後の方向性についてという文書につきましては、今後の小磯幼稚園の統合予定計画を具体的に示したもので、大磯・小磯幼稚園の在園児保護者や今後入園予定の未就園児の保護者の方々にも配布いたしました。

報告書の 70 ページから 75 ページまでは、幼稚園の統合問題を取り巻くさまざまな質問や課題等につきまして、Q & A という形でまとめたものでございます。併せて町立幼稚園に関する基礎的な事項につきましても、大磯町立幼稚園の現状というページに整理しております。

報告書の最後の 79 ページは、検討委員会の活動の振り返りと今後の課題ということで、委員長名で、本検討委員会の基本的な姿勢を述べております。統合という大きな問題に関して、平成 17 年度の反省を踏まえつつ、今後も、地域や保護者の方々のご意見を取り入れながら合意形成という形で

検討をしていきたいと思っております。多くの方々のご支援をいただきながらこの報告書が作成できましたことに感謝申し上げて、説明を終わらせていただきます。以上でございます。

( 質疑応答 )

委員長) 今更ながら素朴な質問ですが、教育改革検討委員会という名前であってサブタイトルが小磯幼稚園の統廃合の方向性となっておりますが、全体の検討委員会の最終目標について、検討委員会の期間、検討委員会の委員の期間、サブタイトルはあくまでサブタイトルでいくのか、というあたりが私の素朴な質問です。19年から小磯が順次移るとというのが、この1年の検討の中で21年に小磯を大磯幼稚園の1本で行くという成果を見ております。また、この検討委員会は平成21年までであるものなのか。教育委員会関係者以外の保護者の方々については、就園児・未就園児委員の方は順次変わっていく方式、委員の範囲を変えていく方式等、検討委員会の存在方式そのものが分からない。

教育長) 任期の件は2ページ目の要綱の中で、委員の任期は、委嘱した日から翌年の3月31日までとする。となっております。当初の目的が、小磯幼稚園と大磯幼稚園の統合ということで始まった。しかしその過程で預かり保育であるとか、保育時間の延長であるとか、民営化の問題であるとか様々のご意見が出てまいりましたので、統廃合の問題だけではなくてきたという意味で、すごく多様化しつつある。幼稚園教育全般の問題となってきた。と認識しております。したがって、いつ頃まで続けるのかということですが、当面この問題では皆さんの意見を聞いていかなければいけない。68ページの所に今後の幼稚園教育改革の方向性ということで、来年度については未就園児の保護者の代表の数を増やすという形で、統合の問題だけではなくて統合民営化、預かり保育、通園バスの問題であるとか、様々な問題をここで話し合いをして、教育委員会定例会に上げていきたい、という風に考えております。平成17年度の改革検討委員会においては、ある程度柔軟に対応してきたと理解しております。最初は統廃合だけの問題だったのが、民営化の問題であるとか、様々な公立幼稚園の持っている問題についても研究するようになってきたもので、従ってこの問題は平成17年度だけで終わるものではなく、18年度も継続して進めていく問題だと思っております。未就園児の保護者の代表なんですが、なかなか組織化できないものですから、来年度は公募という形で委員の数を増やすと同時に広く関係者に意見を聞きながら話を進めるということで継続していきたいと思っております。

委員長) タイトルが大磯町幼稚園教育検討委員会、これは大きなテーマですよ、それと小磯の統廃合とギャップがあり、本来の目的が大きいタイトルの方の教育改革検討委員会にあると私は思いますが、それならば保護者対象だけでなく長期的な検討が必要ではないか。この1年はこれで当然まとめなければいけないと思いますが、どちらに1番の重きを置くのか、改めて整

理したうえで、その本来の目的を達成するには、何が必要なのか、もう1度整理していきたいと思います。今日報告頂いて、今後も続くということで、大きなタイトルが本来の目的であるならば、今後ご協力頂く方にも明確に主旨が分かるように進めて頂きたいと思いますが。

原田委員) 幼稚園における預かり保育は、保育園・託児所と同じような機能を持たせるといことと思うのですが、その問題に入らざるを得ませんので、私は今回長期的な視点で検討していくべきだと思います。小磯幼稚園がどうという問題ではなく、中身の問題ですから切り離して、幼稚園改革というものについて、検討を推進することは大きな改革問題の中で、小磯幼稚園統廃合も入っていますので、項目を大項目・中項目と平行でやっていたらいいと思います。

教育長) 原田委員さんの考えのとおりで、小磯幼稚園は実際、統廃合だけでなく様々な意見・問題が出ていますので、大きな課題だと思います。同時に保育時間の延長であるとか、公立幼稚園には課題がありますので、今後、大磯町に公立が必要なのか、公立はどのようなことをするのか、結論が1年間やってあまり変わらないんですね。どこかで見直して大磯の公立は町民ニーズにあったものとして、出していかなければいけない。そういう点で大きな改革である幼稚園教育改革が必要なんです。

委員長) 中身に入ってしまいますと、今日の報告と主旨が食い違ってしまいますので、次回にしたいと思います。今日は報告を受けましたということで次に進みたいと思います。

## その他

学校教育課長) 大磯中学校体育館の使用についてご説明いたします。

耐震診断の結果I s値が南北0.33、東西0.45でしたので、耐震補強工事を行うことが必要となりました。3月議会において予算が承認されましたので、平成18年度は耐震改修設計を行うことになりました。平成19年度に耐震改修工事を行う予定です。そこで、平成19年度に工事が着工するまで、体育館は安全に配慮して使用することをお願いしております。教育委員会では、2月27日に大磯中学校保護者への説明会を行いました。3月14日に大磯小学校5・6年生保護者への説明会を行いました。また、大磯中学校では3月6日に安全面を考慮して使うために、避難経路の見直し、周知徹底、使用頻度の軽減、使用にあたっての注意事項などのプリントを保護者に向けて配布するとともに、生徒への安全指導をいままです以上強化して対応していただいております。明日、23日に大磯中と大磯小のPTAの代表の方々と平成18年度以降の耐震改修工事関係について、ご相談させていただく予定です。以上でございます。

教育長) 大磯中学校は、夜間に生涯学習で使用しておりますので、新しい4月以降の使用方針の説明と同時に、この耐震改修について、使用にあたっての注意事項について、3月10日・14日の夜に関係団体・使用団体に説明

をしております。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成18年度第1回については、4月26日水曜日、時間は9時30分、場所は庁舎4階第1会議室で行います。平成18年度の第2回につきましては、5月24日水曜日、9時30分、場所は生涯学習館の2階研修室で開催する予定でございます。



(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 18 年 4 月 26 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_